

令和4年度第11回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和5年2月8日(水)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(13名)

1番	林 重孝	2番	羽根井 直子
4番	三 須 健 行	5番	梅 澤 孝 雄
6番	三 門 増 雄		
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	15番	石 田 和 久 (議長)

4 欠席委員(2名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第三条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第四条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第五条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第11次農地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 田 中 眞 次

主査補 飯 田 啓 市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたのでただ今より、令和 4 年度第 1 1 回農業委員会総会を開催させていただきます。本日の総会も新型コロナウイルス感染防止対策といたしましてマスクの着用等をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会でございますが、令和 5 年 3 月 9 日木曜日、会場は佐倉市役所 1 号館 6 階農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 3 0 分より開催いたします。

よろしく申し上げます。

続きまして、資料の差し替えのご案内させていただきます。

資料の 5 ページからの、議案第 4 号と議案第 5 号の差し替えをお願いいたします。

差し替えの理由といたしましては、賃借料の表記の仕方が変わっておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、資料の追加で、1 0 2 ページから 1 0 5 ページ 報告事項の追加となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 3 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 4 年度第 1 1 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議をします。

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長

異議は無いものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 2 会議録署名人の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長

異議は無いものと認めます。

それでは議長から指名させていただきます。

議席番号 4 番 三須 健行委員、議席番号 5 番 梅澤孝雄委員を議事録署名人に指名いたします。

日程第3 議案を上程いたします。

本日の予定議案は、

議案第1号 農地法第三条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第四条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第五条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案（案）に対する意見について

以上5議案でございます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、事前に議案をお配りし、議案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地法第三条の規定による許可申請でございます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長

ご説明を申し上げます。

総会議案1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第三条の規定による許可について、5件、12筆の審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書及び許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第1号第1項につきましては、林委員より調査報告をお願いします。

○林委員

議席番号1番 林です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者 ●●に住む●●●●さんは農業経営の規模拡大をするため、親族の●●●●さんが所有する畑について相談したところ、話しがまとまり無償で譲り受けることになりました。特に問題はないものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第2項につきましては、牛玖委員より調査報告をお願いします。

○牛玖委員

議席番号12番 牛玖です。議案第1号 第2項の調査報告をいたします。

●●に住む●●●●さんは農業経営の効率化を行うため、自作地に隣接する水田を所有する、同じ●●に住む●●●●さんに相談したところ、話がまとまり購入するものです。

特に問題はないものと思われます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第2項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第3項につきましては、牛玖委員より調査報告をお願いします。

○牛玖委員

議席番号12番 牛玖です。議案第1号 第3項の調査報告をいたします。

権利者の●●●●さんは農業経営の規模拡大をするため、●●に住む●●●●さんに相談したところ、話がまとまり購入することになりました。

特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第3項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第4項につきましては、梅澤委員より調査報告をお願いします。

○梅澤委員

議席番号5番 梅澤です。議案第1号 第4項の調査報告をいたします。

権利者 ●●●●の●●●●さんは農業経営の規模拡大をするため、同じ●●●●に住む●●●●さんに相談したところ、購入することになりました。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第4項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号 第5項につきましては、事務局の飯田さんより調査報告をお願いします。

○事務局 飯田

農業委員会事務局 飯田です。議案第1号 第5項の調査報告をいたします。

権利者●●●●に住む●●●●さんは農業経営の規模拡大をするため、●●●●に住む●●●●さんに相談したところ、話がまとまり購入することになりました。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、審議を行います。何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———— (発言者なし) ————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号 第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第5項は許可と決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請でございます。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長

総会議案 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 第 1 項につきまして、ご説明申し上げます。

農地法第四条の規定による許可申請 1 件について、千葉県知事への意見について審議を
求めるものでございます。

本件は、●●●●の●●●●が所有する畑に設置した、営農型太陽光発電施設に関する
一時転用を更新するものでございます。

平成 3 0 年 1 月に許可され、現在、太陽光発電施設内においては、除草管理がされ、サ
カキが栽培されております。営農型太陽光発電施設として十分に機能されております。

一時転用の設定期間は、3 年間とするものです。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

今回、申請人を呼んでおりますので申請人を入場させてください。

—— (申請人入場) ——

○議長

申請人の方はご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請概要についてのご説明をお願いいたします。

○申請人

●●●●と申します。

地権者の●●●●さんの土地を賃借して、太陽光発電施設の下でサカキを栽培しておりま
す。

●●●●●●●●の畑において、地権者の●●●●さんが太陽光発電施設用地として申請す
る途中で●●●●が土地を借り受け、太陽光発電施設が設置された後に、その下でサカキを
栽培し始めました。栽培を始めて 3 年目になりますが、サカキ自体の生育が遅いため、出荷
には至っておりません。出荷するにはもう少し時間が必要です。面積はおよそ●●●坪の畑
と、その隣接に●●●坪の畑の 2 か所となっております。以上です。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願い
いたします。

○長澤委員

議席番号 8 番 長澤です。

説明がありましたサカキが 3 年目で生育が遅いということですが、肥料等はされているの
ですか。

○申請人

生育には雑草も影響するので年間 3 回実施しています。肥料は、化成肥料 (3 : 3 : 3)
与えています。

○三門委員

議席番号 6 番 三門です。

営農型太陽光発電施設の下でサカキを栽培されていますが、作業面でご苦労をされている

ことなどがあればお聞かせください。

○申請人

はい。個別難しいことは無いと思います。
サカキ自体の成長がもっと早くして欲しいという思いです。

○議長

ほかに何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労さまでございました。

——（申請人退席）——

○議長

申請人が退席いたしましたのでこれより採決をいたします。
議案第2号 第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第2号 第1項は許可と決しました。

続きまして議案第3号 農地法第五条の規定による許可申請についてでございます。
それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長。

○事務局長

総会議案の4ページをご覧ください。
議案第3号つきましては、農地法第五条の規定による許可申請3件について、千葉県知事への意見に審議を求めるものでございます。

議案第3号第1項・第2項につきましては関連がありますので、一緒に説明いたします。

本件は、●●●●が令和5年3月下旬より●●●●を開催するにあたり、来園者用の駐車場を確保するため、●●●●の●●●●さんが所有する●●●●の水田、●●●●㎡、●●●●にお住まいの●●●●さんが所有する水田●●●●㎡を駐車場用地として一時転用するものでございます。

転用する期間は、令和5年3月11日～5月6日までとなっております。

場所は、●●●●の農業振興地域内の水田となっております。

許可要件につきましては、議案第3号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えております。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ございませんか。

無いようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 第1項・第2項について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号 第1項・第2項は許可と決しました。

続きまして議案第3号 第3項の説明を求めます

事務局長。

○事務局長

議案第3号 第3項でございますが、申請者 ●●●●が●●●●の畑●筆、●●●●㎡において転用を伴う所有権移転により、太陽光発電施設用地として申請するものでございます。

場所は、山林に囲まれ、北には●●●●と南の●●●●の間にある第2種農地の畑地でございます。

許可要件につきましては、議案第3号 第3項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えております。以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、それでは申請人を入場させてください。

————（申請人入場）——

○議長

申請の方はご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請概要についてご説明をお願いいたします。

○申請人

私は、●●●●で●●行政書士事務所を開業している●●●●と申します。

●●●●の●●●● 氏と●●●●の代理人として参りました。

太陽光発電施設を設置する土地は、地目 畑、地積●●●●㎡、太陽光発電パネルを168枚設置する予定でございます。

周囲をフェンスで囲いますが、土地の境界から概ね1メートル内側に設置する予定であります。以上になります。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○長澤委員

議席番号8番 長澤です。

現地を確認しましたところ道路がありました。赤道であると思われ土地の西側が全面的に接しているように思われるが、土地利用計画図では一部しか接道しないので、間に別の土地があるのでしょうか。

○申請人

設置会社に確認してところ錯誤したということで、本来は道路に接しており誤りでございます。申し訳ございませんでした。

○長澤委員

議席番号8番 長澤です。

それでは、この土地利用計画図は差し替えをお願いします。

○申請人

はい。分かりました。

○議長

ほかに何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○林委員

議席番号1番 林です。

太陽光発電パネルを設置して、何年ぐらい使用できるのですか。更新すると思いますが、発電能力も低下すると思いますが。

○申請人

太陽光発電パネルの寿命については、はっきりとした時期は明らかになっていません。むしろ、パワーコンデンサーの寿命が10年間程度となっております。20年間太陽光発電を実施するためには、途中でパワーコンデンサーを交換する必要があります。

パワーコンデンサーを交換することによって、何年でも使用することが可能であると考えております。

ただし、東京電力との契約期間が20年となっておりますので、その後の契約次第であると思われま。以上です。

○議長

ほかに何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

——（申請人退席）——

○議長

申請人が退席いたしましたのでこれより採決をいたします。

議案第3号 第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いい

たします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号 第3項は許可と決しました。

続きまして、議案第4号につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局長。

○事務局長

令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権及び使用貸借権を設定するもので、218件、874筆、694,105.82㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

今回の申請数の大幅な増加については、2つの要因がございます。

一つ目は、申請番号1番から141番の●●●●地区における利用集積計画でございます。

昨年末、地域における農業の将来的な在り方を明確化する人・農地プランが同地区において策定されました。

これにより、地域でまとまった農地を中間管理機構に貸し付けることで交付金を受けられる事業を活用することが可能となったため、今回の申請に至っております。

要因の二つ目といたしまして、申請番号142番から209番の●●●●における利用集積計画でございます。

同地区では、土地改良事業を予定しており、その要件として事業実施区域内のすべての農地に対して農地中間管理機構の中間管理権を設定する必要があることから、今回の申請に至っております。

詳細につきましては、議案の6ページから63ページをご参照のほどお願いいたします。
以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。

何かご質問等がございましたらお願いいたします。

○三門委員

議席番号6番 三門です。

義務者と権利者が同じ人物で賃貸借の形態となっている。その場合は、賃貸借ではなく使用貸借じゃないかと思うのだが。本人から本人に貸し付けるというのは、おかしくないのか。

○農政課 志津

●●●●においては、一律で中間管理権を設定する必要がある。地域集積協力金をもらうためには、中間管理機構を経由して土地の貸し借りする必要がある。また、中間管理機構を経由することによって本人から本人への貸借が認められている。今後の実際のやり取りについては、貸借から使用貸借に切り替わってゆく可能性が高いと思われる。一筆ごとの圃場の調整を行う予定である。

○三門委員

議席番号6番 三門です。

最初の表示は賃貸するという動きで始まり、途中から使用貸借に替わるということか。

○農政課 志津

はい。そのとおりです。

○議長

他に何かご質問等がございましたらお願いいたします。

○林委員

議席番号1番 林です。

まとまった面積が必要ということですが、助成金をもらうための最小面積が決まっているのであれば教えてほしい。また、助成金がどれくらい出るのか教えてほしい。

○農政課 志津

基盤整備事業についての要件についてですが、20ha以上となっています。基盤整備事業に合わせて、土地の集積を実施することになります。

補助金の金額は、土地の集積率に応じて変動します。

事業区域の集積率が7割以上、8割以下の場合は、1,000㎡あたり2万2000円となっており、集積率が8割以上の場合は、2万8000円となっております。

●●●●は、2万2000円、●●●●は2万8000円の補助金となっております。以上です。

○議長

他に何かご質問等がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

申請番号1～216について許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって申請番号1～216につきましては、許可と決しました。

続きまして、申請番号217番につきましては、新規就農者による申請であります。今回申請人を呼んでおりますので申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請の方はご苦勞様でございます。

自己紹介の後、申請概要についてご説明をお願いいたします。

○申請人

本日はありがとうございます。

●●●● ●●歳でございます。

今回、●●●●●●に農地を借りさせていただきまして、キノコ類の菌床栽培を実施するものです。

1年前に法人で参入させていただきましたが、法人の都合で事業が閉鎖になってしまいました。その計画をそのまま私が引き継いで行くということで、今回申請することになりましたのでよろしく願いいたします。

○議長

ただいま、申請人により説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

○三門委員

議席番号6番 三門です。

住所は●●●●●●の●●●●●●になっておられますけども、通って農業をするということですか、その辺のことを教えてください。

○申請人

私は現在、●●●●●●の方に住んでおりますが、●●●●●●周辺に事務所と駐車場を借り入れており、そちらから一旦は通わせていただいてき、将来的に経営が安定しましたら佐倉市に引っ越して参りたいと思っております。以上です。

○議長

よろしいですか。他に何かございますか。

○三門委員

議席番号6番 三門です。

もう1点、実際どういったものを栽培されるのか、教えてください。

○申請人

キノコ類を栽培するのですが、主にシイタケ、キクラゲ、ヒラタケの3種類を考えております。

また、菌床自体を作成し、販売を行って行く予定です。以上になります。

○議長

他に何かございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

——（申請人退席）——

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

申請番号217番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって、申請番号217番は、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第5号につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局長。

○事務局長

議案第5号につきましてご説明申し上げます。

議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案（案）に対する意見を求めるものでございます。

中間管理機構である公益財団法人千葉県園芸協会が借り受けをする●●●●などの●●●●の水田については、土地改良事業を今後行う関係から、機構を通じて担い手に利用集積されるものでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われれます。以上でございます。

○議長

はい。

ただいま、議案第5号 農地利用配分計画（案）に対する意見についてでございます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

それでは、採決をいたします。

議案第5号 農地利用配分計画（案）に対する意見について、承認される方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって、議案第5号 農地利用配分計画（案）は承認されました。

以上をもちまして、本日、提案いたしました議案につきまして審議が終了いたしました。ご苦労さまでございました。

令和4年度令和4年度第11回農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

事務局より2点ほど報告がございますのでよろしく願いいたします。

1点目ですが、総会の議案の提出締め切りの変更を考えております。

これまでは原則、各月25日が総会の案件の締切日とし、その翌11日に公告の上、議案を郵送しておりました。郵送する前に、土日があると議案を作成する日が4日ほどで、非常に議案作成がタイトでございました。

今後、令和5年4月からは、各月原則21日を締め切り変更して、議案書等の正確性の向上を図るとともに、現地調査に必要な時間も確保できるものと考えております。

なお、土日、祝日の場合は次の開庁日となります。

ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了による新規委員公募関係について報告させていただきます。

スケジュールといたしましては、こうほう佐倉やホームページへの募集記事の掲載を3月1日から行い、3月27日までのおよそ1ヶ月間を募集期間としようと考えております。

今後のスケジュールですけれども、募集を3月いっぱい締め切った後、4月中旬に候補者を決定して、6月議会に報告し、議会の同意いただいた後、7月20日に佐倉市長が任命する予定でございます。

推進委員につきましては、同日、農業委員会が任命する予定となっております。

以上でございます。